

スクールバス利用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県立大垣特別支援学校管理規則第29条に基づき、通学における児童生徒の安心を確保し、安全で円滑な運行を実現できるようスクールバスの利用等に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 通学のためスクールバスを利用できる者は、次の各号に該当する児童生徒で校長が許可した者とする。

- (1) 心身の障がい等により、徒歩、自転車、公共交通機関等での通学が困難であると認められる者
- (2) スクールバスの運行可能な地域内に居住する者
- (3) 安全運行上車内での生活に支障がないと認められる者
- (4) その他、校長がスクールバス利用の必要性を認める者
- (5) 利用資格者がスクールバスの定員を超過する場合は、スクールバス検討委員会にて検討する。

(利用手続き)

第3条 スクールバスを利用又は利用を中止しようとするときは、保護者はスクールバス利用・利用中止を校長に申し出なければならない。

(利用者及びその保護者の義務)

第4条 利用者及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程並びに運転手、添乗員及び教員の指示に従い秩序正しく乗車すること。
- (2) 乗車前には、必ず排便をしておくとともに、不安定な状態が見られるときは添乗員に連絡すること。なお、乗車に不安があると思われるときは、乗車させないこと。
- (3) 安全運行に支障のある行為をしたり、危険物を車内に持ち込んだりしない。
- (4) 定められた停留所に定められた時刻の5分前までに到着すること。
- (5) 一時的にスクールバスを利用しないときは、事前に担任に連絡すること。

(教員等の安全指導)

第5条 児童生徒の乗車に関しては、生命の安全確保を基本とし、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 乗車前には、必ず排便をさせておくとともに、不安定な状態が見られるときは添乗員に連絡すること。なお、乗車に不安があると思われるときは、乗車させないこと。
- (2) 乗車に関するマナーや情緒の安定を図るための指導を行うこと。
- (3) 添乗員は、車内での児童生徒の言動・行動に注意を払うとともに、運転業務への影響や児童生徒間のトラブル防止のため座席の位置に配慮すること。
- (4) 特に必要と認められる場合は、担任が乗車し指導すること。

(利用中止命令)

第6条 利用者及びその保護者が、この規程に違反したとき又は車内における秩序を乱しスクールバスの安全運行に支障を及ぼす行為をしたとき、校長はスクールバスの利用中止を命ずることができる。

(運行路線及び運行時刻)

第7条 スクールバスの運行経路(停留所)及び運行時刻は、学校日課及び利用者の健康等を勘案し校長が別に定める。

- (1) 災害、道路事情その他特別の事情があるときは、運行経路及び運行時刻を臨時に変更し、又は運休することができる。

(通学以外のスクールバスの利用)

第8条 通学以外にスクールバスを利用しようとするときは、事前に校長の許可を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、スクールバスの利用に関し必要な事項は、校長が別に定める。